

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年5月2日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、2,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券一般））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 <sup>*</sup> ）に投資する。 *一般とは、公債 <sup>*1</sup> 、社債 <sup>*2</sup> 、その他債券 <sup>*3</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

\*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\*2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

\*3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

特色

**1** エマージング・カントリー（新興国）のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

◆ 新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

新興国の現地（自国）通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー（新興国）】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

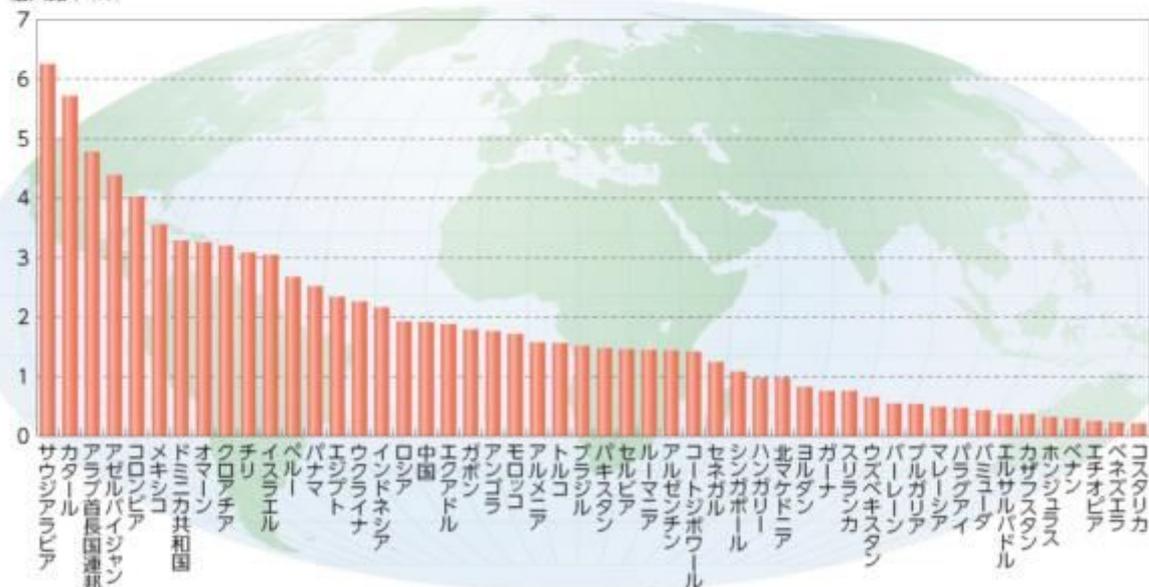
各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

## 現在の投資先（2022年2月28日現在）

組入比率（%）



※最新の運用状況は委託会社のホームページにてご確認いただけます。

※原則として、比率は当ファンドの純資産に対する割合です。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

## 特色2

新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した  
 利息収入に加え、値上がり利益の獲得を目指します。

### ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

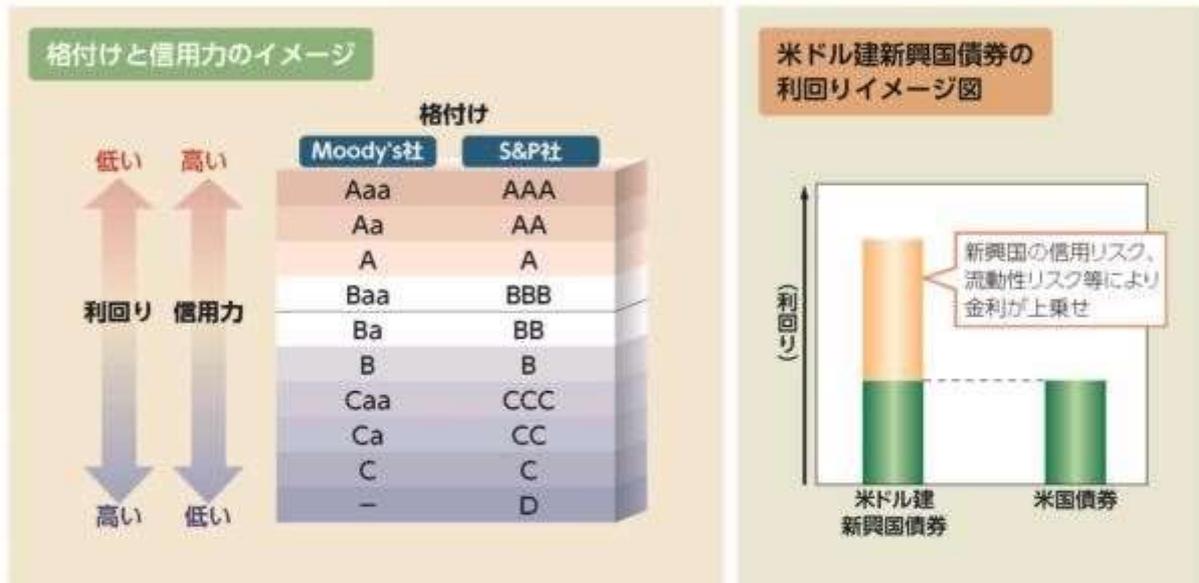
一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

#### 【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

#### 【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。



### ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

### ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

## 特色3

債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・  
 エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

### ◆ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

## 特色4

### 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

#### 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



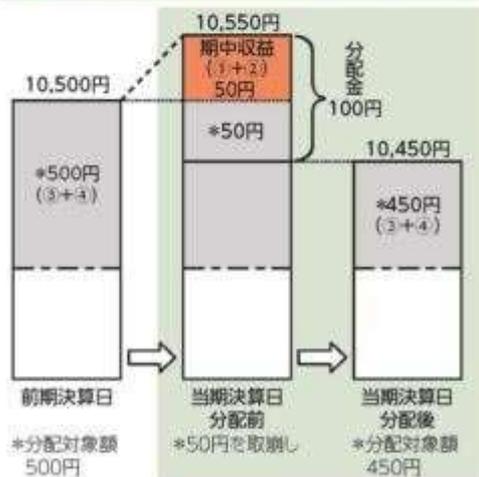
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

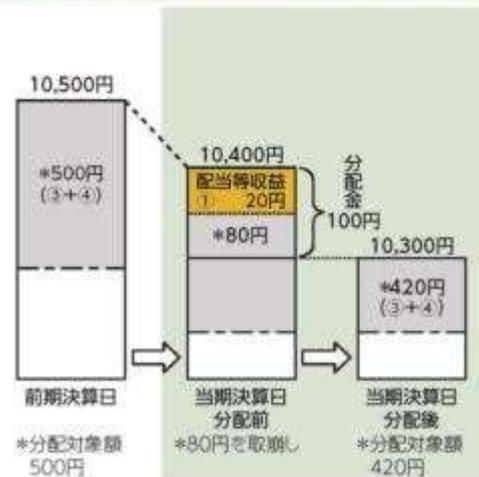
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合



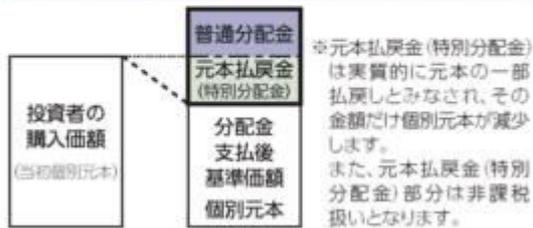
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

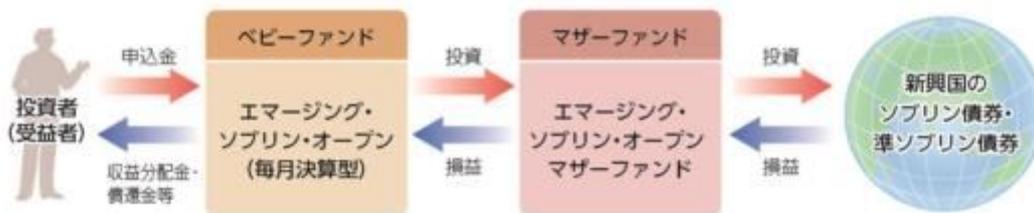


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
新興国単一国への投資	新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ユーロ建資産への投資	ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への投資	新興国の同一企業(政府関連機関を含む)が発行する債券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

#### 使用している指数について

※ J.P. Morgan EMBI Global Diversified

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## (3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

## 委託会社の概況(2021年8月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- 設立年月日  
1985年8月1日
- 資本金  
2,000百万円
- 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

## 委託会社の概況(2022年2月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- 設立年月日

- 1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
  - ・ 沿革
    - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
    - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
    - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
    - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
  - ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

### 3【投資リスク】

<更新後>

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っているため、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

#### 信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

## カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

## カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

## ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

## ベンチマークについての留意点

「J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円換算）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

## 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

## その他の主な留意点

- a．受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- b．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はいえないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の換金についても同様とします。

- e．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリ

ングオフ)の適用はありません。

- f. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## 〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンス、オペレーション・リスクおよびプロダクト管理部門等によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

## 〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年3月末～2022年2月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年3月末～2022年2月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。)

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

##### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

#### （1）【投資状況】

令和 4年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	17,984,856,144	99.49
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		91,333,506	0.51
純資産総額		18,076,189,650	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和 4年 2月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	4,652,298,656	4.0455	18,820,874,213	3.8658	17,984,856,144	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.49
合計	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第102計算期間末日（平成24年 3月 5日）	47,687,501,777	48,023,011,074	7,107	7,157
第103計算期間末日（平成24年 4月 5日）	45,658,093,819	45,980,072,503	7,090	7,140
第104計算期間末日（平成24年 5月 7日）	44,189,826,356	44,506,983,711	6,967	7,017
第105計算期間末日（平成24年 6月 5日）	41,230,034,501	41,542,875,953	6,590	6,640
第106計算期間末日（平成24年 7月 5日）	42,768,498,086	43,076,279,236	6,948	6,998
第107計算期間末日（平成24年 8月 6日）	42,436,460,201	42,739,131,655	7,010	7,060
第108計算期間末日（平成24年 9月 5日）	41,683,815,813	41,981,144,147	7,010	7,060
第109計算期間末日（平成24年10月 5日）	41,621,282,346	41,915,022,283	7,085	7,135
第110計算期間末日（平成24年11月 5日）	41,753,274,354	42,042,279,046	7,224	7,274
第111計算期間末日（平成24年12月 5日）	42,759,063,565	43,049,365,472	7,365	7,415
第112計算期間末日（平成25年 1月 7日）	46,610,117,721	46,906,009,396	7,876	7,926
第113計算期間末日（平成25年 2月 5日）	48,033,057,077	48,332,426,999	8,022	8,072
第114計算期間末日（平成25年 3月 5日）	50,338,164,882	50,648,942,450	8,099	8,149
第115計算期間末日（平成25年 4月 5日）	53,641,542,773	53,961,549,340	8,381	8,431
第116計算期間末日（平成25年 5月 7日）	56,233,827,157	56,556,541,183	8,713	8,763
第117計算期間末日（平成25年 6月 5日）	55,015,925,826	55,344,582,714	8,370	8,420
第118計算期間末日（平成25年 7月 5日）	52,566,621,170	52,895,776,117	7,985	8,035
第119計算期間末日（平成25年 8月 5日）	51,239,644,183	51,565,754,642	7,856	7,906
第120計算期間末日（平成25年 9月 5日）	49,266,105,880	49,590,065,087	7,604	7,654

第121計算期間末日	(平成25年10月 7日)	48,451,943,173	48,768,642,963	7,650	7,700
第122計算期間末日	(平成25年11月 5日)	48,563,776,067	48,874,449,892	7,816	7,866
第123計算期間末日	(平成25年12月 5日)	48,020,354,035	48,323,977,529	7,908	7,958
第124計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	46,804,561,168	47,092,427,026	8,130	8,180
第125計算期間末日	(平成26年 2月 5日)	44,222,210,737	44,504,947,496	7,820	7,870
第126計算期間末日	(平成26年 3月 5日)	44,523,156,194	44,801,266,700	8,005	8,055
第127計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	44,220,262,337	44,491,430,657	8,154	8,204
第128計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	43,201,169,715	43,468,402,206	8,083	8,133
第129計算期間末日	(平成26年 6月 5日)	43,218,689,901	43,479,910,460	8,272	8,322
第130計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	42,426,723,286	42,684,017,738	8,245	8,295
第131計算期間末日	(平成26年 8月 5日)	41,578,691,056	41,882,944,147	8,199	8,259
第132計算期間末日	(平成26年 9月 5日)	42,591,608,443	42,892,922,138	8,481	8,541
第133計算期間末日	(平成26年10月 6日)	42,435,863,503	42,732,596,429	8,581	8,641
第134計算期間末日	(平成26年11月 5日)	44,038,262,603	44,333,811,908	8,940	9,000
第135計算期間末日	(平成26年12月 5日)	44,914,532,214	45,201,442,472	9,393	9,453
第136計算期間末日	(平成27年 1月 5日)	43,652,487,504	43,934,769,567	9,278	9,338
第137計算期間末日	(平成27年 2月 5日)	42,597,689,677	42,901,297,484	9,120	9,185
第138計算期間末日	(平成27年 3月 5日)	43,218,980,658	43,522,001,166	9,271	9,336
第139計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	42,433,559,610	42,733,398,305	9,199	9,264
第140計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	42,080,108,168	42,378,805,366	9,157	9,222
第141計算期間末日	(平成27年 6月 5日)	43,041,128,149	43,339,794,567	9,367	9,432
第142計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	41,674,742,219	41,972,492,888	9,098	9,163
第143計算期間末日	(平成27年 8月 5日)	41,514,206,290	41,809,285,306	9,145	9,210
第144計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	38,652,233,971	38,943,801,965	8,617	8,682
第145計算期間末日	(平成27年10月 5日)	37,960,431,364	38,248,295,700	8,571	8,636
第146計算期間末日	(平成27年11月 5日)	38,964,752,156	39,251,695,707	8,827	8,892
第147計算期間末日	(平成27年12月 7日)	38,319,931,793	38,603,519,374	8,783	8,848
第148計算期間末日	(平成28年 1月 5日)	36,146,686,775	36,427,591,957	8,364	8,429
第149計算期間末日	(平成28年 2月 5日)	34,728,123,217	35,006,524,035	8,108	8,173
第150計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	34,207,767,004	34,483,987,086	8,050	8,115
第151計算期間末日	(平成28年 4月 5日)	33,526,886,560	33,801,234,750	7,943	8,008
第152計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	32,427,164,064	32,700,103,715	7,722	7,787
第153計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	32,033,965,451	32,305,720,371	7,662	7,727
第154計算期間末日	(平成28年 7月 5日)	31,128,934,711	31,398,959,115	7,493	7,558
第155計算期間末日	(平成28年 8月 5日)	30,762,182,869	30,946,830,536	7,497	7,542
第156計算期間末日	(平成28年 9月 5日)	31,626,637,050	31,809,805,115	7,770	7,815
第157計算期間末日	(平成28年10月 5日)	31,247,164,206	31,429,422,061	7,715	7,760
第158計算期間末日	(平成28年11月 7日)	30,623,226,888	30,803,317,016	7,652	7,697
第159計算期間末日	(平成28年12月 5日)	31,609,423,995	31,787,278,585	7,998	8,043
第160計算期間末日	(平成29年 1月 5日)	32,012,699,677	32,185,435,892	8,340	8,385
第161計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	30,637,272,682	30,807,661,990	8,091	8,136
第162計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	30,802,620,689	30,971,103,814	8,227	8,272

第163計算期間末日	(平成29年 4月 5日)	29,796,062,626	29,962,973,642	8,033	8,078
第164計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	30,502,956,067	30,669,507,267	8,242	8,287
第165計算期間末日	(平成29年 6月 5日)	29,847,695,847	30,012,941,223	8,128	8,173
第166計算期間末日	(平成29年 7月 5日)	30,114,320,549	30,279,081,271	8,225	8,270
第167計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	29,629,811,312	29,793,835,423	8,129	8,174
第168計算期間末日	(平成29年 9月 5日)	29,464,689,233	29,627,989,304	8,119	8,164
第169計算期間末日	(平成29年10月 5日)	30,049,509,059	30,212,045,391	8,320	8,365
第170計算期間末日	(平成29年11月 6日)	30,064,796,030	30,226,005,591	8,392	8,437
第171計算期間末日	(平成29年12月 5日)	29,194,584,264	29,354,703,134	8,205	8,250
第172計算期間末日	(平成30年 1月 5日)	29,333,457,098	29,493,142,910	8,266	8,311
第173計算期間末日	(平成30年 2月 5日)	28,160,119,823	28,319,473,136	7,952	7,997
第174計算期間末日	(平成30年 3月 5日)	26,445,243,739	26,604,553,089	7,470	7,515
第175計算期間末日	(平成30年 4月 5日)	26,611,098,134	26,770,178,986	7,528	7,573
第176計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	26,159,812,862	26,318,389,577	7,423	7,468
第177計算期間末日	(平成30年 6月 5日)	26,125,489,262	26,282,892,534	7,469	7,514
第178計算期間末日	(平成30年 7月 5日)	25,672,313,115	25,828,430,920	7,400	7,445
第179計算期間末日	(平成30年 8月 6日)	25,847,257,262	26,001,697,090	7,531	7,576
第180計算期間末日	(平成30年 9月 5日)	25,077,761,011	25,231,357,281	7,347	7,392
第181計算期間末日	(平成30年10月 5日)	25,625,701,596	25,777,943,337	7,575	7,620
第182計算期間末日	(平成30年11月 5日)	24,824,502,840	24,975,862,418	7,380	7,425
第183計算期間末日	(平成30年12月 5日)	24,293,104,631	24,443,473,138	7,270	7,315
第184計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	23,357,783,023	23,507,336,027	7,028	7,073
第185計算期間末日	(平成31年 2月 5日)	24,366,471,865	24,516,494,114	7,309	7,354
第186計算期間末日	(平成31年 3月 5日)	24,579,810,475	24,728,804,079	7,424	7,469
第187計算期間末日	(平成31年 4月 5日)	24,723,199,983	24,871,682,927	7,493	7,538
第188計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	24,303,646,466	24,451,589,587	7,392	7,437
第189計算期間末日	(令和 1年 6月 5日)	23,550,539,898	23,698,139,233	7,180	7,225
第190計算期間末日	(令和 1年 7月 5日)	24,333,517,311	24,481,872,452	7,381	7,426
第191計算期間末日	(令和 1年 8月 5日)	24,025,998,565	24,175,440,665	7,235	7,280
第192計算期間末日	(令和 1年 9月 5日)	24,280,955,826	24,431,055,124	7,279	7,324
第193計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	24,070,778,867	24,221,289,626	7,197	7,242
第194計算期間末日	(令和 1年11月 5日)	24,553,670,298	24,704,648,374	7,318	7,363
第195計算期間末日	(令和 1年12月 5日)	24,330,384,407	24,481,708,526	7,235	7,280
第196計算期間末日	(令和 2年 1月 6日)	24,568,298,471	24,719,517,399	7,311	7,356
第197計算期間末日	(令和 2年 2月 5日)	25,100,346,674	25,201,491,729	7,445	7,475
第198計算期間末日	(令和 2年 3月 5日)	24,571,158,440	24,671,098,085	7,376	7,406
第199計算期間末日	(令和 2年 4月 6日)	20,617,724,829	20,715,558,093	6,322	6,352
第200計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	20,683,362,037	20,780,859,215	6,364	6,394
第201計算期間末日	(令和 2年 6月 5日)	22,590,621,361	22,688,037,684	6,957	6,987
第202計算期間末日	(令和 2年 7月 6日)	22,618,212,453	22,715,229,990	6,994	7,024
第203計算期間末日	(令和 2年 8月 5日)	22,694,933,025	22,791,477,165	7,052	7,082
第204計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	22,792,075,193	22,887,722,022	7,149	7,179

第205計算期間末日	(令和 2年10月 5日)	21,773,654,946	21,869,085,760	6,845	6,875
第206計算期間末日	(令和 2年11月 5日)	21,587,229,760	21,681,952,198	6,837	6,867
第207計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	21,971,050,187	22,064,929,424	7,021	7,051
第208計算期間末日	(令和 3年 1月 5日)	21,876,294,328	21,969,880,106	7,013	7,043
第209計算期間末日	(令和 3年 2月 5日)	21,756,639,667	21,849,166,802	7,054	7,084
第210計算期間末日	(令和 3年 3月 5日)	21,220,345,183	21,311,953,907	6,949	6,979
第211計算期間末日	(令和 3年 4月 5日)	21,323,884,921	21,414,611,077	7,051	7,081
第212計算期間末日	(令和 3年 5月 6日)	21,246,040,155	21,336,099,858	7,077	7,107
第213計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	21,215,321,376	21,304,381,126	7,146	7,176
第214計算期間末日	(令和 3年 7月 5日)	21,201,619,472	21,289,604,833	7,229	7,259
第215計算期間末日	(令和 3年 8月 5日)	20,794,775,842	20,882,153,554	7,140	7,170
第216計算期間末日	(令和 3年 9月 6日)	20,694,311,159	20,780,841,045	7,175	7,205
第217計算期間末日	(令和 3年10月 5日)	20,068,031,952	20,153,814,960	7,018	7,048
第218計算期間末日	(令和 3年11月 5日)	20,234,306,414	20,318,941,009	7,172	7,202
第219計算期間末日	(令和 3年12月 6日)	19,603,133,250	19,686,936,633	7,018	7,048
第220計算期間末日	(令和 4年 1月 5日)	19,798,593,208	19,881,662,298	7,150	7,180
第221計算期間末日	(令和 4年 2月 7日)	18,971,749,662	19,054,517,858	6,876	6,906
	令和 3年 2月末日	21,180,765,692		6,918	
	3月末日	21,331,693,118		7,050	
	4月末日	21,207,958,880		7,064	
	5月末日	21,369,892,130		7,171	
	6月末日	21,210,315,089		7,227	
	7月末日	20,781,564,153		7,125	
	8月末日	20,744,492,346		7,183	
	9月末日	20,443,936,928		7,143	
	10月末日	20,396,251,145		7,214	
	11月末日	19,544,656,926		6,991	
	12月末日	19,781,083,806		7,128	
	令和 4年 1月末日	19,155,948,001		6,934	
	2月末日	18,076,189,650		6,566	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円

第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	50円
第116計算期間	50円
第117計算期間	50円
第118計算期間	50円
第119計算期間	50円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	50円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円
第126計算期間	50円
第127計算期間	50円
第128計算期間	50円
第129計算期間	50円
第130計算期間	50円
第131計算期間	60円
第132計算期間	60円
第133計算期間	60円
第134計算期間	60円
第135計算期間	60円
第136計算期間	60円
第137計算期間	65円
第138計算期間	65円
第139計算期間	65円
第140計算期間	65円
第141計算期間	65円
第142計算期間	65円
第143計算期間	65円
第144計算期間	65円
第145計算期間	65円
第146計算期間	65円
第147計算期間	65円
第148計算期間	65円
第149計算期間	65円
第150計算期間	65円
第151計算期間	65円
第152計算期間	65円

第153計算期間	65円
第154計算期間	65円
第155計算期間	45円
第156計算期間	45円
第157計算期間	45円
第158計算期間	45円
第159計算期間	45円
第160計算期間	45円
第161計算期間	45円
第162計算期間	45円
第163計算期間	45円
第164計算期間	45円
第165計算期間	45円
第166計算期間	45円
第167計算期間	45円
第168計算期間	45円
第169計算期間	45円
第170計算期間	45円
第171計算期間	45円
第172計算期間	45円
第173計算期間	45円
第174計算期間	45円
第175計算期間	45円
第176計算期間	45円
第177計算期間	45円
第178計算期間	45円
第179計算期間	45円
第180計算期間	45円
第181計算期間	45円
第182計算期間	45円
第183計算期間	45円
第184計算期間	45円
第185計算期間	45円
第186計算期間	45円
第187計算期間	45円
第188計算期間	45円
第189計算期間	45円
第190計算期間	45円
第191計算期間	45円
第192計算期間	45円
第193計算期間	45円
第194計算期間	45円
第195計算期間	45円

第196計算期間	45円
第197計算期間	30円
第198計算期間	30円
第199計算期間	30円
第200計算期間	30円
第201計算期間	30円
第202計算期間	30円
第203計算期間	30円
第204計算期間	30円
第205計算期間	30円
第206計算期間	30円
第207計算期間	30円
第208計算期間	30円
第209計算期間	30円
第210計算期間	30円
第211計算期間	30円
第212計算期間	30円
第213計算期間	30円
第214計算期間	30円
第215計算期間	30円
第216計算期間	30円
第217計算期間	30円
第218計算期間	30円
第219計算期間	30円
第220計算期間	30円
第221計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第102計算期間	8.85
第103計算期間	0.46
第104計算期間	1.02
第105計算期間	4.69
第106計算期間	6.19
第107計算期間	1.61
第108計算期間	0.71
第109計算期間	1.78
第110計算期間	2.66
第111計算期間	2.64
第112計算期間	7.61
第113計算期間	2.48

第114計算期間	1.58
第115計算期間	4.09
第116計算期間	4.55
第117計算期間	3.36
第118計算期間	4.00
第119計算期間	0.98
第120計算期間	2.57
第121計算期間	1.26
第122計算期間	2.82
第123計算期間	1.81
第124計算期間	3.43
第125計算期間	3.19
第126計算期間	3.00
第127計算期間	2.48
第128計算期間	0.25
第129計算期間	2.95
第130計算期間	0.27
第131計算期間	0.16
第132計算期間	4.17
第133計算期間	1.88
第134計算期間	4.88
第135計算期間	5.73
第136計算期間	0.58
第137計算期間	1.00
第138計算期間	2.36
第139計算期間	0.07
第140計算期間	0.25
第141計算期間	3.00
第142計算期間	2.17
第143計算期間	1.23
第144計算期間	5.06
第145計算期間	0.22
第146計算期間	3.74
第147計算期間	0.23
第148計算期間	4.03
第149計算期間	2.28
第150計算期間	0.08
第151計算期間	0.52
第152計算期間	1.96
第153計算期間	0.06
第154計算期間	1.35
第155計算期間	0.65
第156計算期間	4.24

第157計算期間	0.12
第158計算期間	0.23
第159計算期間	5.10
第160計算期間	4.83
第161計算期間	2.44
第162計算期間	2.23
第163計算期間	1.81
第164計算期間	3.16
第165計算期間	0.83
第166計算期間	1.74
第167計算期間	0.62
第168計算期間	0.43
第169計算期間	3.02
第170計算期間	1.40
第171計算期間	1.69
第172計算期間	1.29
第173計算期間	3.25
第174計算期間	5.49
第175計算期間	1.37
第176計算期間	0.79
第177計算期間	1.22
第178計算期間	0.32
第179計算期間	2.37
第180計算期間	1.84
第181計算期間	3.71
第182計算期間	1.98
第183計算期間	0.88
第184計算期間	2.70
第185計算期間	4.63
第186計算期間	2.18
第187計算期間	1.53
第188計算期間	0.74
第189計算期間	2.25
第190計算期間	3.42
第191計算期間	1.36
第192計算期間	1.23
第193計算期間	0.50
第194計算期間	2.30
第195計算期間	0.51
第196計算期間	1.67
第197計算期間	2.24
第198計算期間	0.52
第199計算期間	13.88

第200計算期間	1.13
第201計算期間	9.78
第202計算期間	0.96
第203計算期間	1.25
第204計算期間	1.80
第205計算期間	3.83
第206計算期間	0.32
第207計算期間	3.13
第208計算期間	0.31
第209計算期間	1.01
第210計算期間	1.06
第211計算期間	1.89
第212計算期間	0.79
第213計算期間	1.39
第214計算期間	1.58
第215計算期間	0.81
第216計算期間	0.91
第217計算期間	1.77
第218計算期間	2.62
第219計算期間	1.72
第220計算期間	2.30
第221計算期間	3.41

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第102計算期間	611,200,656	4,811,772,465	67,101,859,571
第103計算期間	930,992,868	3,637,115,586	64,395,736,853
第104計算期間	407,760,969	1,372,026,688	63,431,471,134
第105計算期間	318,200,993	1,181,381,710	62,568,290,417
第106計算期間	295,016,673	1,307,077,062	61,556,230,028
第107計算期間	320,015,664	1,341,954,786	60,534,290,906
第108計算期間	361,328,997	1,429,953,027	59,465,666,876
第109計算期間	403,536,090	1,121,215,404	58,747,987,562
第110計算期間	674,021,247	1,621,070,306	57,800,938,503
第111計算期間	1,856,449,709	1,597,006,627	58,060,381,585
第112計算期間	2,757,029,352	1,639,075,803	59,178,335,134
第113計算期間	4,037,547,846	3,341,898,461	59,873,984,519
第114計算期間	4,412,054,569	2,130,525,345	62,155,513,743
第115計算期間	4,002,195,884	2,156,396,077	64,001,313,550
第116計算期間	3,856,780,311	3,315,288,483	64,542,805,378

第117計算期間	3,916,540,598	2,727,968,245	65,731,377,731
第118計算期間	2,196,633,573	2,097,021,879	65,830,989,425
第119計算期間	1,247,286,170	1,856,183,727	65,222,091,868
第120計算期間	1,428,308,159	1,858,558,593	64,791,841,434
第121計算期間	955,764,385	2,407,647,759	63,339,958,060
第122計算期間	621,166,809	1,826,359,824	62,134,765,045
第123計算期間	1,191,997,773	2,602,063,919	60,724,698,899
第124計算期間	789,497,022	3,941,024,136	57,573,171,785
第125計算期間	924,210,824	1,950,030,723	56,547,351,886
第126計算期間	417,589,701	1,342,840,347	55,622,101,240
第127計算期間	593,896,395	1,982,333,633	54,233,664,002
第128計算期間	662,814,820	1,449,980,550	53,446,498,272
第129計算期間	642,074,650	1,844,461,033	52,244,111,889
第130計算期間	894,125,385	1,679,346,725	51,458,890,549
第131計算期間	473,102,973	1,223,144,987	50,708,848,535
第132計算期間	823,919,791	1,313,819,106	50,218,949,220
第133計算期間	1,212,411,109	1,975,872,538	49,455,487,791
第134計算期間	655,654,714	852,924,844	49,258,217,661
第135計算期間	1,336,356,805	2,776,198,061	47,818,376,405
第136計算期間	1,219,606,062	1,990,971,894	47,047,010,573
第137計算期間	613,071,301	951,188,413	46,708,893,461
第138計算期間	693,463,331	783,817,055	46,618,539,737
第139計算期間	861,328,412	1,350,838,135	46,129,030,014
第140計算期間	705,796,551	881,411,370	45,953,415,195
第141計算期間	952,220,796	956,956,254	45,948,679,737
第142計算期間	777,513,969	918,398,450	45,807,795,256
第143計算期間	506,082,215	917,105,769	45,396,771,702
第144計算期間	597,902,646	1,138,059,773	44,856,614,575
第145計算期間	339,758,313	909,551,899	44,286,820,989
第146計算期間	351,373,876	493,033,096	44,145,161,769
第147計算期間	348,933,498	865,236,595	43,628,858,672
第148計算期間	433,342,898	846,019,597	43,216,181,973
第149計算期間	316,257,138	701,543,960	42,830,895,151
第150計算期間	268,226,716	603,724,491	42,495,397,376
第151計算期間	306,237,084	594,220,478	42,207,413,982
第152計算期間	260,653,242	477,351,590	41,990,715,634
第153計算期間	286,735,462	469,001,826	41,808,449,270
第154計算期間	259,288,280	525,521,400	41,542,216,150
第155計算期間	293,398,738	802,799,817	41,032,815,071
第156計算期間	198,285,141	527,085,665	40,704,014,547
第157計算期間	354,965,183	557,233,969	40,501,745,761
第158計算期間	240,296,111	722,013,291	40,020,028,581
第159計算期間	184,962,672	681,748,936	39,523,242,317

第160計算期間	215,654,426	1,353,071,138	38,385,825,605
第161計算期間	189,592,129	711,127,019	37,864,290,715
第162計算期間	172,616,397	596,212,653	37,440,694,459
第163計算期間	244,199,190	593,556,746	37,091,336,903
第164計算期間	219,280,614	299,239,523	37,011,377,994
第165計算期間	294,325,579	584,508,884	36,721,194,689
第166計算期間	318,444,041	426,144,914	36,613,493,816
第167計算期間	306,014,192	469,705,418	36,449,802,590
第168計算期間	244,394,250	405,291,998	36,288,904,842
第169計算期間	255,328,614	425,048,453	36,119,185,003
第170計算期間	239,854,074	534,692,166	35,824,346,911
第171計算期間	337,781,754	580,157,408	35,581,971,257
第172計算期間	258,786,114	355,021,187	35,485,736,184
第173計算期間	324,969,951	398,858,722	35,411,847,413
第174計算期間	256,140,189	265,909,820	35,402,077,782
第175計算期間	239,637,036	290,414,201	35,351,300,617
第176計算期間	148,812,637	260,843,077	35,239,270,177
第177計算期間	132,542,325	393,307,497	34,978,505,005
第178計算期間	134,168,747	419,828,157	34,692,845,595
第179計算期間	145,290,509	518,174,283	34,319,961,821
第180計算期間	114,697,187	302,154,475	34,132,504,533
第181計算期間	143,713,502	444,719,904	33,831,498,131
第182計算期間	109,471,648	305,507,972	33,635,461,807
第183計算期間	119,180,421	339,418,445	33,415,223,783
第184計算期間	136,058,654	317,281,476	33,234,000,961
第185計算期間	356,487,614	252,210,924	33,338,277,651
第186計算期間	172,526,842	401,114,577	33,109,689,916
第187計算期間	371,482,058	484,962,089	32,996,209,885
第188計算期間	174,673,885	294,634,437	32,876,249,333
第189計算期間	204,840,275	281,237,314	32,799,852,294
第190計算期間	325,352,058	157,395,208	32,967,809,144
第191計算期間	501,063,380	259,516,919	33,209,355,605
第192計算期間	289,962,838	143,918,752	33,355,399,691
第193計算期間	404,001,319	312,565,491	33,446,835,519
第194計算期間	376,827,102	272,978,902	33,550,683,719
第195計算期間	387,523,808	310,625,470	33,627,582,057
第196計算期間	329,716,884	353,092,542	33,604,206,399
第197計算期間	450,457,297	339,645,132	33,715,018,564
第198計算期間	333,256,046	735,059,293	33,313,215,317
第199計算期間	231,057,538	933,184,722	32,611,088,133
第200計算期間	130,187,907	242,216,401	32,499,059,639
第201計算期間	134,338,070	161,289,826	32,472,107,883
第202計算期間	157,824,935	290,753,735	32,339,179,083

第203計算期間	136,181,803	293,980,677	32,181,380,209
第204計算期間	102,186,111	401,289,957	31,882,276,363
第205計算期間	146,938,243	218,942,984	31,810,271,622
第206計算期間	122,512,536	358,637,864	31,574,146,294
第207計算期間	146,077,955	427,145,100	31,293,079,149
第208計算期間	165,595,371	263,415,169	31,195,259,351
第209計算期間	120,872,143	473,752,852	30,842,378,642
第210計算期間	125,954,620	432,091,870	30,536,241,392
第211計算期間	101,139,631	395,328,932	30,242,052,091
第212計算期間	94,387,561	316,538,380	30,019,901,272
第213計算期間	87,199,137	420,516,865	29,686,583,544
第214計算期間	94,011,110	452,140,817	29,328,453,837
第215計算期間	72,785,454	275,335,136	29,125,904,155
第216計算期間	114,642,195	397,250,985	28,843,295,365
第217計算期間	98,225,422	347,184,460	28,594,336,327
第218計算期間	73,583,605	456,388,169	28,211,531,763
第219計算期間	79,120,041	356,190,490	27,934,461,314
第220計算期間	79,468,032	324,232,624	27,689,696,722
第221計算期間	190,981,458	291,279,235	27,589,398,945

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アラブ首長国連邦	2,275,630,751	4.68
	カタール	1,970,059,677	4.05
	コロンビア	1,736,360,011	3.57
	ドミニカ共和国	1,583,495,895	3.26
	クロアチア	1,543,585,469	3.18
	オマーン	1,442,744,224	2.97
	ペルー	1,301,008,890	2.68
	エジプト	1,125,056,413	2.32
	チリ	1,124,275,324	2.31
	パナマ	1,037,843,564	2.14
	ウクライナ	976,488,284	2.01
	サウジアラビア	929,619,455	1.91
	エクアドル	915,359,264	1.88
	アゼルバイジャン	885,400,412	1.82

	ガボン共和国	869,156,196	1.79
	アンゴラ共和国	843,331,871	1.74
	ロシア	841,653,998	1.73
	中国	758,229,949	1.56
	アルメニア共和国	756,284,127	1.56
	トルコ	743,304,329	1.53
	インドネシア	741,431,683	1.53
	パキスタン	708,560,837	1.46
	セルビア	700,393,802	1.44
	ルーマニア	698,112,367	1.44
	コートジボワール	676,942,276	1.39
	セネガル共和国	590,982,396	1.22
	メキシコ	578,817,390	1.19
	アルゼンチン	543,226,754	1.12
	ブラジル	541,696,309	1.11
	ハンガリー	471,952,945	0.97
	北マケドニア共和国	468,578,029	0.96
	モロッコ	425,906,973	0.88
	ヨルダン	398,541,540	0.82
	ガーナ	365,132,668	0.75
	スリランカ	352,101,917	0.72
	ウズベキスタン	315,430,052	0.65
	バーレーン	263,957,672	0.54
	パラグアイ	226,557,661	0.47
	バミューダ	211,852,259	0.44
	エルサルバドル	177,718,788	0.37
	ホンジュラス	147,595,713	0.30
	ベナン共和国	147,337,635	0.30
	エチオピア連邦	120,276,964	0.25
	コスタリカ	101,393,979	0.21
	ベネズエラ	43,261,920	0.09
	カザフスタン	28,055,679	0.06
	小計	33,704,704,311	69.37
特殊債券	サウジアラビア	2,090,561,565	4.30
	カタール	768,992,078	1.58
	ブルガリア	257,365,419	0.53
	パナマ	178,479,460	0.37
	アゼルバイジャン	102,582,401	0.21
	イギリス	61,125,756	0.13
	小計	3,459,106,679	7.12
社債券	イスラエル	1,477,664,139	3.04
	メキシコ	1,127,038,044	2.32
	アゼルバイジャン	1,107,726,258	2.28

シンガポール	522,906,243	1.08
モロッコ	401,942,260	0.83
チリ	369,488,805	0.76
インドネシア	312,565,549	0.64
マレーシア	234,588,017	0.48
コロンビア	208,666,106	0.43
ブラジル	192,360,909	0.40
英ヴァージン諸島	168,551,690	0.35
アルゼンチン	151,130,124	0.31
カザフスタン	148,140,600	0.30
ケイマン諸島	133,387,991	0.27
アイルランド	75,082,317	0.15
ベネズエラ	69,145,120	0.14
アラブ首長国連邦	26,920,654	0.06
バミューダ	22,147,815	0.05
小計	6,749,452,641	13.89
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	4,676,973,735	9.62
純資産総額	48,590,237,366	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

令和 4年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	4,049,733,698	8.33

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 2月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アラブ首 長国連邦	国債証券	3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000	11,135.32	1,377,662,088	10,896.83	1,348,156,891	3.125000	2049/9/30	2.77
クロアチ ア	国債証券	1.5 CROATIA 310617	7,075,000	12,612.79	892,355,473	11,919.00	843,269,557	1.500000	2031/6/17	1.74
サウジア ラビア	特殊債券	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000	11,794.91	774,926,011	11,706.60	769,123,725	2.875000	2024/4/16	1.58
イスラエ ル	社債券	5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000	12,376.38	758,672,533	12,207.45	748,316,872	5.000000	2024/11/12	1.54

インドネシア	国債証券	4.75 INDONESIA 290211	5,760,000	13,037.93	750,985,017	12,872.07	741,431,683	4.750000	2029/2/11	1.53
イスラエル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000	12,555.95	752,101,517	12,176.08	729,347,267	4.250000	2028/8/14	1.50
ペルー	国債証券	2.783 PERU 310123	6,340,000	11,062.29	701,349,490	10,919.59	692,302,041	2.783000	2031/1/23	1.42
アラブ首長国連邦	国債証券	1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000	10,925.07	604,156,879	10,793.01	596,853,845	1.700000	2031/3/2	1.23
サウジアラビア	特殊債券	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	4,990,000	12,026.07	600,101,281	11,886.30	593,126,618	3.500000	2029/4/16	1.22
エクアドル	国債証券	FRN ECUADOR 350731	7,120,566	8,045.28	572,869,778	8,189.72	583,154,545	1.000000	2035/7/31	1.20
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000	11,282.07	579,898,445	11,194.94	575,420,235	6.750000	2048/1/17	1.18
サウジアラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	4,580,000	12,869.42	589,419,778	12,503.29	572,650,945	4.500000	2046/10/26	1.18
アゼルバイジャン	社債券	6.875 SOUTHERN GA 260324	4,275,000	13,200.68	564,329,135	13,022.27	556,702,342	6.875000	2026/3/24	1.15
ガボン共和国	国債証券	6.625 GABONESE RE 310206	5,146,000	11,190.02	575,838,623	10,685.37	549,869,176	6.625000	2031/2/6	1.13
カタール	国債証券	4.4 QATAR 500416	4,080,000	13,605.55	555,106,452	13,324.30	543,631,505	4.400000	2050/4/16	1.12
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	5,635,000	9,676.38	545,264,470	9,613.06	541,696,309	4.750000	2050/1/14	1.11
カタール	特殊債券	3.3 QATAR PETROLE 510712	4,910,000	11,237.76	551,774,460	10,881.59	534,286,448	3.300000	2051/7/12	1.10
アゼルバイジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	4,352,000	12,236.16	532,517,998	12,022.08	523,201,258	4.750000	2024/3/18	1.08
シンガポール	社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000	10,107.19	548,820,920	9,629.94	522,906,243	2.500000	2070/10/6	1.08
パキスタン	国債証券	6.875 PAKISTAN 271205	4,810,000	11,336.49	545,285,408	10,862.85	522,503,350	6.875000	2027/12/5	1.08
セルビア	国債証券	1.5 SERBIA 290626	4,536,000	12,029.20	545,644,604	11,274.67	511,419,087	1.500000	2029/6/26	1.05
ロシア	国債証券	4.375 RUSSIA 290321	5,400,000	11,846.18	639,694,044	8,999.86	485,992,762	4.375000	2029/3/21	1.00
パナマ	国債証券	3.875 PANAMA 280317	3,925,000	12,091.26	474,582,252	11,900.37	467,089,874	3.875000	2028/3/17	0.96
セネガル共和国	国債証券	6.75 SENEGAL 480313	4,497,000	10,772.71	484,448,991	9,950.24	447,462,365	6.750000	2048/3/13	0.92
ドミニカ共和国	国債証券	4.875 DOMINICAN 320923	4,155,000	11,237.35	466,912,022	10,659.60	442,906,509	4.875000	2032/9/23	0.91
カタール	国債証券	4.625 QATAR 460602	3,195,000	13,848.08	442,446,467	13,566.92	433,463,155	4.625000	2046/6/2	0.89
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,621,000	9,707.33	448,575,829	9,303.16	429,899,098	8.500000	2047/1/31	0.88
トルコ	国債証券	5.75 TURKEY 470511	5,030,000	8,720.50	438,641,187	8,401.50	422,595,543	5.750000	2047/5/11	0.87
中国	国債証券	2.25 CHINA GOVT I 501021	4,185,000	10,380.89	434,440,506	10,012.48	419,022,304	2.250000	2050/10/21	0.86
コロンビア	国債証券	3 COLOMBIA 300130	4,120,000	10,068.50	414,822,489	9,902.34	407,976,660	3.000000	2030/1/30	0.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 2月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	69.37
特殊債券	7.12
社債券	13.89
合計	90.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

令和 4年 2月28日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2203	売建	78	ユーロ	10,183,680	1,317,157,171	10,227,360	1,322,806,742	2.72
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2203	売建	108	ユーロ	17,918,972.88	2,317,639,952	17,944,200	2,320,902,828	4.78
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2203	売建	16	ユーロ	3,194,880	413,225,779	3,139,200	406,024,128	0.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

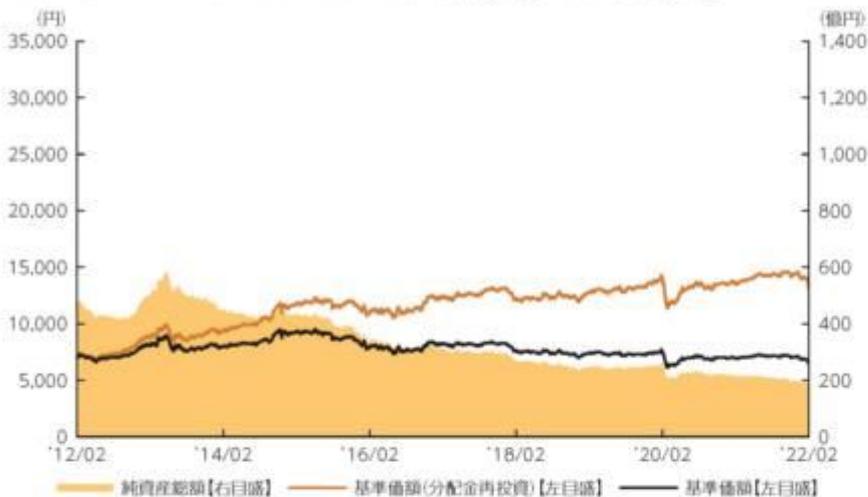
## 参考情報



## 運用実績

2022年2月28日現在

### 基準価額・純資産の推移 2012年2月29日～2022年2月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### 基準価額・純資産

基準価額	6,566円
純資産総額	180.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

### 分配の推移

2022年2月	30円
2022年1月	30円
2021年12月	30円
2021年11月	30円
2021年10月	30円
2021年9月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	12,280円

•分配金は1万口当たり、税引前

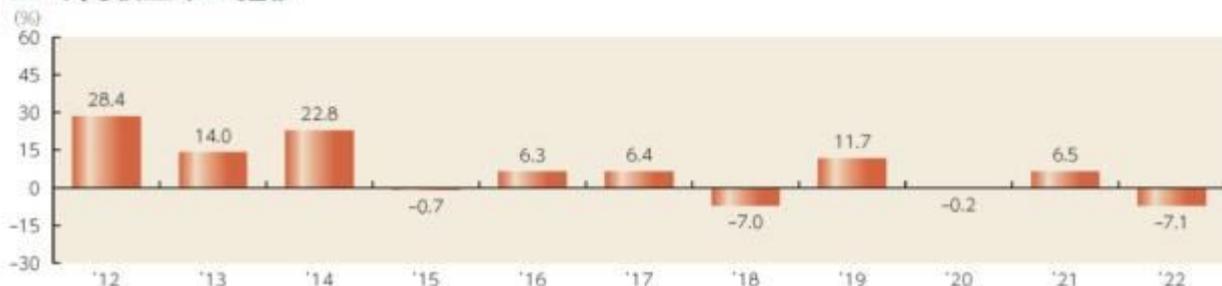
### 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	69.0%	1 アメリカドル	98.3%	1 3.125 ABU DHABI G 490930	国債	アラブ首長国連邦	2.8%
特殊債	7.1%	2 円	1.1%	2 1.5 CROATIA 310617	国債	クロアチア	1.7%
社債	13.8%	3 ユーロ	0.5%	3 2.875 SAUDI ARABI 240416	特殊債	サウジアラビア	1.6%
				4 5 ISRAEL ELEC 241112	社債	イスラエル	1.5%
				5 4.75 INDONESIA 290211	国債	インドネシア	1.5%
				6 4.25 ISRAEL ELEC 280814	社債	イスラエル	1.5%
				7 2.783 PERU 310123	国債	ペルー	1.4%
				8 1.7 ABU DHABI GOV 310302	国債	アラブ首長国連邦	1.2%
				9 3.5 SAUDI ARABIAN 290416	特殊債	サウジアラビア	1.2%
				10 FRN ECUADOR 350731	国債	エクアドル	1.2%
コールローン他 (負債控除後)	10.1%						
合計	100.0%						

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-8.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

### 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年8月6日から令和4年2月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

## (1)【貸借対照表】

	前期 [ 令和 3年 8月 5日現在 ]	当期 [ 令和 4年 2月 7日現在 ]
(単位：円)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	230,487,413	223,108,868
親投資信託受益証券	20,691,335,852	18,876,668,224
未収入金	18,600,731	4,538,012
流動資産合計	20,940,423,996	19,104,315,104
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	87,377,712	82,768,196
未払解約金	27,473,298	19,793,750
未払受託者報酬	1,369,623	1,334,333
未払委託者報酬	29,349,082	28,592,831
未払利息	185	99
その他未払費用	78,254	76,233
流動負債合計	145,648,154	132,565,442
<b>負債合計</b>		
	145,648,154	132,565,442
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	29,125,904,155	27,589,398,945
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,331,128,313	8,617,649,283
（分配準備積立金）	587,132	542,299
元本等合計	20,794,775,842	18,971,749,662
<b>純資産合計</b>		
	20,794,775,842	18,971,749,662
<b>負債純資産合計</b>		
	20,940,423,996	19,104,315,104

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期	
	自 至	令和 3年 2月 6日 令和 3年 8月 5日	自 至	令和 3年 8月 6日 令和 4年 2月 7日
<b>営業収益</b>				
受取利息		101		328
有価証券売買等損益		966,123,907		51,569,249
営業収益合計		966,124,008		51,568,921
<b>営業費用</b>				
支払利息		10,737		15,261
受託者報酬		8,115,097		7,879,130
委託者報酬		173,894,986		168,838,415
その他費用		463,662		450,171
営業費用合計		182,484,482		177,182,977
営業利益又は営業損失（ ）		783,639,526		228,751,898
経常利益又は経常損失（ ）		783,639,526		228,751,898
当期純利益又は当期純損失（ ）		783,639,526		228,751,898
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,541,527		4,248,797
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,085,738,975		8,331,128,313
剰余金増加額又は欠損金減少額		672,479,858		630,884,133
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		672,479,858		630,884,133
剰余金減少額又は欠損金増加額		168,232,843		186,313,844
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		168,232,843		186,313,844
分配金		536,817,406		506,588,158
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		8,331,128,313		8,617,649,283

### （ 3 ）【注記表】

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月5日および8月5日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年 8月6日から令和 4年 2月 7日までとなっております。

#### （重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### （貸借対照表に関する注記）

	前期	当期
	[令和 3年 8月 5日現在]	[令和 4年 2月 7日現在]
1. 期首元本額	30,842,378,642円	29,125,904,155円
期中追加設定元本額	575,477,513円	636,020,753円
期中一部解約元本額	2,291,952,000円	2,172,525,963円

	前期 [令和 3年 8月 5日現在]	当期 [令和 4年 2月 7日現在]
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	8,331,128,313円	8,617,649,283円
3. 受益権の総数	29,125,904,155口	27,589,398,945口

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

前期 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日	当期 自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日																																																																																																
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第210期 令和 3年 2月 6日 令和 3年 3月 5日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>44,202,700円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,947,999,867円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,445,289円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,993,647,856円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>30,536,241,392口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>652円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>91,608,724円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第211期 令和 3年 3月 6日 令和 3年 4月 5日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>74,784,148円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,880,945,461円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,303,611円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,959,033,220円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	44,202,700円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,947,999,867円	分配準備積立金額	D	1,445,289円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,993,647,856円	当ファンドの期末残存口数	F	30,536,241,392口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	652円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	91,608,724円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	74,784,148円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,880,945,461円	分配準備積立金額	D	3,303,611円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,959,033,220円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第216期 令和 3年 8月 6日 令和 3年 9月 6日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>64,593,331円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,676,086,914円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,079,606円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,741,759,851円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>28,843,295,365口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>603円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>86,529,886円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第217期 令和 3年 9月 7日 令和 3年10月 5日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>38,900,764円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,638,841,051円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,926,145円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,680,667,960円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,593,331円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,676,086,914円	分配準備積立金額	D	1,079,606円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,741,759,851円	当ファンドの期末残存口数	F	28,843,295,365口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	603円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	86,529,886円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	38,900,764円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	1,638,841,051円	分配準備積立金額	D	2,926,145円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,680,667,960円
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	44,202,700円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																															
収益調整金額	C	1,947,999,867円																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,445,289円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,993,647,856円																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	30,536,241,392口																																																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	652円																																																																																															
1万口当たり分配金額	H	30円																																																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	91,608,724円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	74,784,148円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																															
収益調整金額	C	1,880,945,461円																																																																																															
分配準備積立金額	D	3,303,611円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,959,033,220円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	64,593,331円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																															
収益調整金額	C	1,676,086,914円																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,079,606円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,741,759,851円																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	28,843,295,365口																																																																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	603円																																																																																															
1万口当たり分配金額	H	30円																																																																																															
収益分配金金額	I=F*H/10,000	86,529,886円																																																																																															
項目																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	38,900,764円																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																															
収益調整金額	C	1,638,841,051円																																																																																															
分配準備積立金額	D	2,926,145円																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,680,667,960円																																																																																															

前期			当期		
自 令和 3年 2月 6日			自 令和 3年 8月 6日		
至 令和 3年 8月 5日			至 令和 4年 2月 7日		
当ファンドの期末残存口数	F	30,242,052,091口	当ファンドの期末残存口数	F	28,594,336,327口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	647円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	587円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	90,726,156円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	85,783,008円
第212期			第218期		
令和 3年 4月 6日			令和 3年10月 6日		
令和 3年 5月 6日			令和 3年11月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	65,462,579円	費用控除後の配当等収益額	A	68,659,523円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,852,212,631円	収益調整金額	C	1,571,828,527円
分配準備積立金額	D	3,183,220円	分配準備積立金額	D	2,070,119円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,920,858,430円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,642,558,169円
当ファンドの期末残存口数	F	30,019,901,272口	当ファンドの期末残存口数	F	28,211,531,763口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	639円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	582円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	90,059,703円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	84,634,595円
第213期			第219期		
令和 3年 5月 7日			令和 3年11月 6日		
令和 3年 6月 7日			令和 3年12月 6日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	72,240,878円	費用控除後の配当等収益額	A	42,140,980円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,807,977,503円	収益調整金額	C	1,542,481,182円
分配準備積立金額	D	2,653,165円	分配準備積立金額	D	544,570円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,882,871,546円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,585,166,732円
当ファンドの期末残存口数	F	29,686,583,544口	当ファンドの期末残存口数	F	27,934,461,314口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	634円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	567円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	89,059,750円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	83,803,383円
第214期			第220期		
令和 3年 6月 8日			令和 3年12月 7日		
令和 3年 7月 5日			令和 4年 1月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	62,213,294円	費用控除後の配当等収益額	A	64,513,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,771,580,822円	収益調整金額	C	1,487,491,233円
分配準備積立金額	D	788,065円	分配準備積立金額	D	886,051円

前期 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日			当期 自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,834,582,181円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,552,890,853円
当ファンドの期末残存口数	F	29,328,453,837口	当ファンドの期末残存口数	F	27,689,696,722口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	625円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	560円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	87,985,361円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	83,069,090円
第215期 令和 3年 7月 6日 令和 3年 8月 5日			第221期 令和 4年 1月 6日 令和 4年 2月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,073,238円	費用控除後の配当等収益額	A	45,108,238円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	1,733,194,174円	収益調整金額	C	1,463,032,456円
分配準備積立金額	D	2,115,340円	分配準備積立金額	D	2,336,039円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,780,382,752円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,510,476,733円
当ファンドの期末残存口数	F	29,125,904,155口	当ファンドの期末残存口数	F	27,589,398,945口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	611円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	547円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	87,377,712円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	82,768,196円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日	当期 自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期	当期
	自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日	自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[ 令和 3年 8月 5日現在 ]	[ 令和 4年 2月 7日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[ 令和 3年 8月 5日現在 ]	[ 令和 4年 2月 7日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

親投資信託受益証券	139,685,763	635,490,080
合計	139,685,763	635,490,080

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	前期 [ 令和 3年 8月 5日現在 ]	当期 [ 令和 4年 2月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	0.7140円	0.6876円
(1万口当たり純資産額)	(7,140円)	(6,876円)

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	4,665,859,610	18,876,668,224	
	合計	4,665,859,610	18,876,668,224	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

[ 令和 4年 2月 7日現在 ]

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	3,397,157,313
コール・ローン	395,889,029
国債証券	36,174,457,034
特殊債券	3,377,097,466
社債券	6,848,366,136
派生商品評価勘定	261,319,515
未収入金	166,525,057
未収利息	585,008,165
前払費用	36,702,907
差入委託証拠金	317,522,112
流動資産合計	51,560,044,734
資産合計	51,560,044,734
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	118,162,749
未払金	402,652,742
未払解約金	22,015,822
未払利息	176
流動負債合計	542,831,489
負債合計	542,831,489
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	12,610,336,495
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	38,406,876,750
元本等合計	51,017,213,245
純資産合計	51,017,213,245
負債純資産合計	51,560,044,734

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 2月 7日現在]
1. 期首	令和 3年 8月 6日
期首元本額	13,658,085,190円
期中追加設定元本額	241,687,354円
期中一部解約元本額	1,289,436,049円
元本の内訳	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	4,665,859,610円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	3,200,050,402円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	3,454,531,763円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	970,294,088円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	220,506,301円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	99,094,331円
合計	12,610,336,495円
2. 受益権の総数	12,610,336,495口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 3年 8月 6日 至 令和 4年 2月 7日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 4年 2月 7日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

[ 令和 4年 2月 7日現在 ]

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,378,796,078
特殊債券	146,776,433
社債券	344,088,412
合計	3,869,660,923

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和4年2月7日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	4,588,007,542		4,395,361,615	192,645,927
	合計	4,588,007,542		4,395,361,615	192,645,927

(注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。  
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和4年2月7日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	5,050,477,742		5,112,895,871	62,418,129
	ユーロ	369,705,631		375,233,806	5,528,175
	売建				
	アメリカドル	380,037,455		380,636,068	598,613
	ユーロ	5,025,265,840		5,142,102,692	116,836,852
	合計	10,825,486,668		11,010,868,437	49,489,161

(注)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 1口当たり情報 )

	[ 令和 4年 2月 7日現在 ]
1口当たり純資産額	4.0457円
(1万口当たり純資産額)	(40,457円)

## 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

( 単位 : 円 )

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	823,779.00	480,889.22	
		1 ARGENTINA 290709	259,517.00	89,343.91	
		1.2 CHINA GOVT IN 301021	3,150,000.00	2,934,685.15	
		1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000.00	5,228,532.05	
		2.125 HUNGARY 310922	1,475,000.00	1,380,551.32	
		2.25 CHINA GOVT I 501021	4,185,000.00	3,759,762.06	
		2.25 SAUDI INTERN 330202	2,135,000.00	2,028,222.24	
		2.55 CHILE 330727	935,000.00	868,371.90	
		2.75 CHILE 270131	1,220,000.00	1,227,368.80	
		2.783 PERU 310123	6,340,000.00	6,069,662.40	
		2.844 PERU 300620	580,000.00	566,944.20	
		3 ABU DHABI GOVT 510915	765,000.00	720,741.69	
		3 COLOMBIA 300130	4,120,000.00	3,589,982.60	
3 MOROCCO 321215	1,945,000.00	1,801,400.65			

3 PERU 340115	2,915,000.00	2,753,217.50	
3.1 CHILE 410507	3,355,000.00	3,057,612.80	
3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000.00	11,922,648.96	
3.125 COLOMBIA 310415	3,460,000.00	2,963,905.20	
3.125 HUNGARY 510921	3,305,000.00	2,982,706.31	
3.16 PANAMA 300123	1,555,000.00	1,550,490.50	
3.25 CHILE 710921	3,830,000.00	3,219,115.00	
3.25 COLOMBIA 320422	1,800,000.00	1,525,500.00	
3.25 MEXICO 300416	265,000.00	262,262.55	
3.25 SAUDI INTERN 511117	1,360,000.00	1,260,584.00	
3.362 PANAMA BONO 310630	1,335,000.00	1,298,287.50	
3.375 GOVT OF BER 500820	275,000.00	266,887.50	
3.4 QATAR 250416	1,315,000.00	1,372,386.60	
3.5 AZERBAIJAN 320901	3,295,000.00	3,262,089.54	
3.5 CHILE 340131	585,000.00	589,843.80	
3.5 MEXICO 340212	690,000.00	663,179.70	
3.6 REPUBLIC OF A 310202	2,120,000.00	1,891,951.60	
3.75 BRAZIL 310912	1,185,000.00	1,078,942.50	
3.75 QATAR 300416	2,865,000.00	3,135,570.60	
3.75 SAUDI INTERN 550121	1,478,000.00	1,487,176.90	
3.771 MEXICO 610524	835,000.00	704,209.77	
3.875 PANAMA 280317	3,925,000.00	4,107,159.25	
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	2,440,000.00	2,217,252.40	
3.95 REPUBLIC OF 290926	1,050,000.00	985,920.60	
4.125 COLOMBIA 420222	525,000.00	416,850.00	
4.125 COLOMBIA 510515	910,000.00	691,327.00	
4.125 OMAN GOV IN 230117	2,100,000.00	2,135,626.50	
4.125 PERU 270825	1,930,000.00	2,063,806.90	
4.25 MOROCCO 221211	501,000.00	512,690.83	
4.25 RUSSIA 270623	4,400,000.00	4,482,020.40	
4.3 PANAMA 530429	1,185,000.00	1,156,086.00	
4.375 RUSSIA 290321	6,600,000.00	6,766,438.80	
4.4 QATAR 500416	4,080,000.00	4,804,036.80	
4.5 DOMINICAN 300130	1,455,000.00	1,416,457.05	
4.5 PANAMA 500416	1,060,000.00	1,068,087.80	
4.5 QATAR 280423	1,360,000.00	1,522,233.04	
4.5 SAUDI INTERNA 461026	4,580,000.00	5,100,993.32	
4.6 MEXICO 460123	430,000.00	426,173.00	
4.625 QATAR 460602	3,195,000.00	3,829,047.75	
4.625 SAUDI INTER 471004	385,000.00	436,709.35	
4.7 PARAGUAY 270327	666,000.00	715,956.66	
4.75 AZERBAIJAN 240318	4,352,000.00	4,608,550.40	
	5,635,000.00	4,718,861.70	

4.75 BRAZIL 500114		
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,415,000.00	1,596,473.75
4.75 INDONESIA 290211	5,760,000.00	6,499,221.27
4.75 MEXICO 320427	2,830,000.00	3,084,700.00
4.75 OMAN 260615	1,177,000.00	1,200,702.42
4.75 REPUBLIC OF 240220	1,855,000.00	1,922,225.20
4.75 RUSSIA 260527	1,000,000.00	1,039,508.00
4.817 QATAR 490314	2,160,000.00	2,684,039.76
4.875 DOMINICAN 320923	4,155,000.00	4,040,779.05
4.875 OMAN GOV IN 250201	900,000.00	927,161.10
4.875 TURKEY 430416	400,000.00	286,902.00
4.95 JORDAN 250707	1,550,000.00	1,592,578.50
5 COLOMBIA 450615	3,240,000.00	2,760,253.20
5 PARAGUAY 260415	208,000.00	225,266.08
5.1 RUSSIA 350328	4,400,000.00	4,749,800.00
5.375 OMAN GOV IN 270308	400,000.00	412,260.00
5.625 BAHRAIN 340518	2,545,000.00	2,358,385.33
5.625 COLOMBIA 440226	2,000,000.00	1,830,360.00
5.625 OMAN GOV IN 280117	210,000.00	218,492.61
5.75 TURKEY 470511	5,030,000.00	3,796,115.85
5.8 ARAB REPUBLIC 270930	945,000.00	893,039.17
5.85 JORDAN 300707	840,000.00	833,754.60
5.875 DOMINICAN 240418	1,270,000.00	1,323,987.70
6 CROATIA 240126	200,000.00	216,502.60
6 DOMINICAN 280719	620,000.00	674,256.20
6 PAKISTAN 260408	490,000.00	474,748.75
6.125 COLOMBIA 410118	1,555,000.00	1,530,454.32
6.125 COSTA RICA 310219	883,000.00	877,490.08
6.125 JORDAN 260129	1,460,000.00	1,544,828.92
6.2 SRI LANKA 270511	780,000.00	400,592.40
6.25 HONDURAS GOV 270119	785,000.00	785,007.85
6.25 OMAN GOV INT 310125	1,079,000.00	1,144,069.09
6.25 SENEGAL 240730	1,065,000.00	1,131,527.35
6.375 REP GHANA 270211	1,265,000.00	1,012,703.34
6.4 DOMINICAN 490605	3,080,000.00	3,018,430.80
6.5 KAZAKHSTAN 450721	200,000.00	266,482.20
6.5 OMAN GOV INTE 470308	949,000.00	903,111.10
6.625 FEDERAL REP 241211	1,366,000.00	1,037,989.25
6.625 GABONESE RE 310206	5,146,000.00	4,983,458.44
6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000.00	5,018,593.20
6.75 SENEGAL 480313	4,497,000.00	4,192,548.60
6.85 DOMINICAN 450127	2,687,000.00	2,801,224.37
6.85 SRI LANKA 240314	985,000.00	527,910.75

6.85 SRI LANKA 251103	3,969,000.00	2,163,105.00	
6.875 PAKISTAN 271205	4,810,000.00	4,719,042.90	
6.876 UKRAINE 290521	645,000.00	549,810.90	
6.95 GABONESE REP 250616	2,720,000.00	2,837,504.00	
7 OMAN GOV INTERN 510125	630,000.00	633,110.31	
7.1246 ELSALVADOR 500120	2,285,000.00	1,205,360.35	
7.15 REPUBLIC OF 250326	2,490,000.00	2,723,492.28	
7.253 UKRAINE 330315	5,305,000.00	4,509,250.00	
7.3 ARAB REPUBLIC 330930	745,000.00	653,767.30	
7.375 JORDAN 471010	395,000.00	388,423.25	
7.375 PAKISTAN 310408	600,000.00	567,750.00	
7.375 UKRAINE 320925	3,077,000.00	2,638,835.20	
7.45 DOMINICAN 440430	497,000.00	553,538.72	
7.5 ARAB REPUBLIC 610216	880,000.00	686,070.00	
7.5 HONDURAS GOVE 240315	2,035,000.00	2,075,720.35	
7.55 SRI LANKA 300328	445,000.00	231,400.00	
7.625 ELSALVADOR 410201	155,000.00	83,314.05	
7.625 NIGERIA REP 471128	546,000.00	472,904.79	
7.625 REP GHANA 290516	540,000.00	425,923.38	
7.65 ELSALVADOR 350615	575,000.00	316,537.50	
7.75 REP GHANA 290407	1,130,000.00	892,540.67	
7.75 UKRAINE 220901	1,025,000.00	999,887.50	
7.75 UKRAINE 260901	3,567,000.00	3,176,670.32	
7.75 UKRAINE 270901	2,645,000.00	2,347,389.89	
7.875 REP GHANA 350211	1,270,000.00	946,816.75	
7.903 ARAB REPUB 480221	3,443,000.00	2,760,841.85	
8 ANGOLA REP 291126	2,025,000.00	2,017,973.25	
8.25 ANGOLA REP 280509	1,829,000.00	1,853,367.76	
8.25 PAKISTAN 240415	200,000.00	210,003.00	
8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	121,800.00	
8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,621,000.00	3,882,092.85	
8.627 REP GHANA 490616	282,000.00	208,224.57	
8.7002 ARAB REPUB 490301	710,000.00	605,783.36	
8.875 ARAB REPUB 500529	810,000.00	700,096.77	
9.125 ANGOLA REP 491126	347,000.00	329,725.99	
9.25 VENEZUELA 280507	4,210,000.00	252,600.00	
9.375 ANGOLA REP 480508	3,255,000.00	3,154,420.50	
9.75 UKRAINE 281101	310,000.00	296,329.00	
FRN ARGENTINA 300709	3,658,467.00	1,210,989.16	
FRN ARGENTINA 350709	6,926,298.00	2,079,690.23	
FRN ARGENTINA 410709	7,615,000.00	2,611,945.00	
FRN ECUADOR 350731	7,120,566.00	4,957,765.28	

	FRN ECUADOR 400731	3,297,396.00	2,019,688.02
国債証券 小計		310,615,023.00	275,066,749.77 (31,704,193,578)
特殊債券	1.375 QATAR PETRO 260912	980,000.00	942,740.40
	1.625 SAUDI ARABI 251124	1,500,000.00	1,467,873.00
	2.25 QATAR PETROL 310712	1,165,000.00	1,118,280.00
	2.25 SAUDI ARABIA 301124	1,725,000.00	1,634,906.70
	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000.00	6,706,412.90
	3.25 SAUDI ARABIA 501124	2,385,000.00	2,178,871.60
	3.3 QATAR PETROLE 510712	4,910,000.00	4,775,200.86
	3.5 INTERNATIONAL 240901	890,000.00	887,775.00
	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	3,945,000.00	4,115,345.10
	4.25 SAUDI ARABIA 390416	200,000.00	215,043.00
	5.125 AEROPUERTO 610811	1,670,000.00	1,627,640.44
	7.375 KONDOR FINA 220719	1,205,000.00	1,134,507.50
	7.625 KONDOR FINA 261108	200,000.00	156,500.00
特殊債券 小計		27,345,000.00	26,961,096.50 (3,107,535,982)
社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000.00	4,749,640.16
	2.625 OOREDOO INT 310408	200,000.00	196,534.80
	2.7 SINOPEC GRP 300513	1,500,000.00	1,489,368.28
	3.25 BANCO BRAS 260930	200,000.00	194,738.00
	3.404 PETRONAS CA 610428	2,300,000.00	2,198,213.40
	3.7 CODELCO INC 500130	495,000.00	464,307.04
	3.75 EMPRESA NAC 260805	2,365,000.00	2,408,977.17
	3.75 OFFICE CHE 310623	640,000.00	613,760.00
	3.875 COMISION EL 330726	200,000.00	185,162.00
	3.958 LAMAR FUNDI 250507	1,170,000.00	1,165,027.50
	4.15 PERTAMINA 600225	210,000.00	194,868.47
	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000.00	6,508,883.75
	4.5 OFFICE CHE 251022	1,830,000.00	1,911,764.40
	4.625 CENT ELET B 300204	610,000.00	586,807.80
	4.625 ECOPETROL 311102	1,070,000.00	977,487.80
	4.677 COMISION EL 510209	490,000.00	432,662.65
	4.75 BANCO BRAS 240320	1,130,000.00	1,175,397.75
	4.75 STATE OIL AZ 230313	2,735,000.00	2,818,663.65
	4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	237,291.60
	4.875 BANCO BRAS 290111	885,000.00	906,018.75
	5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000.00	6,565,751.04
	5.125 OFFICE CHE 510623	1,040,000.00	947,529.44
	5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	375,856.25
	5.25 PERUSAHAAN 470515	1,145,000.00	1,186,821.12
5.375 ECOPETROL 260626	825,000.00	852,575.62	

		5.7 RZD CAPITA 220405	710,000.00	713,720.40	
		5.75 KAZMUNAYGAS 470419	400,000.00	447,912.40	
		5.95 PETRO MEX 310128	760,000.00	719,115.80	
		6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	598,400.00	
		6.15 PERUSAHAAN 480521	760,000.00	874,950.00	
		6.375 KAZMUNAYGAS 481024	600,000.00	726,606.00	
		6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,547,655.52	
		6.7 PETRO MEX 320216	1,783,000.00	1,752,421.55	
		6.75 PETRO MEX 470921	3,294,000.00	2,798,532.99	
		6.875 OFFICE CHE 440425	200,000.00	224,006.00	
		6.875 SOUTHERN GA 260324	3,345,000.00	3,828,302.32	
		6.95 STATE OIL AZ 300318	1,690,000.00	2,018,194.62	
		6.95 YPF SOCIEDAD 270721	160,000.00	108,997.60	
		7 YPF SOCIEDAD AN 471215	792,000.00	493,079.40	
		7.69 PETRO MEX 500123	2,756,000.00	2,531,344.66	
		8.5 YPF SOCIEDAD 250323	779,625.00	689,328.83	
	社債券 小計		73,894,625.00	59,416,676.53	(6,848,366,136)
アメリカドル合計			411,854,648.00	361,444,522.80	(41,660,095,696)
ユーロ	国債証券	1.125 CROATIA 290619	2,790,000.00	2,739,319.65	
		1.125 CROATIA 330304	910,000.00	844,766.65	
		1.375 ROMANIA 291202	1,247,000.00	1,128,204.29	
		1.5 CROATIA 310617	5,685,000.00	5,566,985.08	
		1.5 SERBIA 290626	4,536,000.00	4,218,684.12	
		1.625 NORTH MACED 280310	375,000.00	345,819.75	
		1.65 SERBIA 330303	440,000.00	384,754.91	
		1.75 CROATIA 410304	2,125,000.00	2,030,065.61	
		2 ROMANIA 320128	2,430,000.00	2,116,748.70	
		2 ROMANIA 330414	340,000.00	287,302.72	
		2.625 ROMANIA 401202	757,000.00	614,757.42	
		2.75 NORTH MACEDO 250118	1,185,000.00	1,200,090.97	
		2.75 ROMANIA 410414	930,000.00	758,480.10	
		2.875 ROMANIA 420413	395,000.00	323,735.40	
		3.125 SERBIA 270515	1,113,000.00	1,169,996.73	
		3.375 ROMANIA 380208	655,000.00	607,093.30	
		3.375 ROMANIA 500128	1,195,000.00	1,009,189.45	
		3.675 NORTH MACED 260603	2,060,000.00	2,144,511.50	
		4.125 ROMANIA 390311	40,000.00	39,736.80	
		4.95 BENIN INTL G 350122	1,310,000.00	1,216,544.60	
		5.25 IVORY COAST 300322	330,000.00	327,921.00	
		5.375 SENEGAL 370608	135,000.00	123,277.95	

	5.875 IVORY COAST 311017	3,200,000.00	3,198,272.00	
	6.625 IVORY COAST 480322	390,000.00	365,553.24	
	6.875 IVORY COAST 401017	1,115,000.00	1,108,952.24	
	国債証券 小計	35,688,000.00	33,870,764.18 (4,470,263,456)	
	特殊債券 2.45 BULGARIAN EN 280722	2,120,000.00	2,042,441.92	
	特殊債券 小計	2,120,000.00	2,042,441.92 (269,561,484)	
ユーロ合計		37,808,000.00	35,913,206.10 (4,739,824,940)	
	合計		46,399,920,636 (46,399,920,636)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 142銘柄	76.10%	68.33%
	特殊債券 13銘柄	7.46%	6.70%
	社債券 41銘柄	16.44%	14.76%
ユーロ	国債証券 25銘柄	94.31%	9.63%
	特殊債券 1銘柄	5.69%	0.58%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

##### 【純資産額計算書】

令和4年2月28日現在

(単位：円)

資産総額	18,125,327,695
負債総額	49,138,045
純資産総額（ - ）	18,076,189,650
発行済口数	27,531,160,101口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6566
（10,000口当たり）	（6,566）

（参考）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	48,828,290,331
負債総額	238,052,965
純資産総額（ - ）	48,590,237,366
発行済口数	12,569,179,554口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.8658
（10,000口当たり）	（38,658）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額等

2022年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	18,862,930
追加型公社債投資信託	16	1,349,427
単位型株式投資信託	89	407,755
単位型公社債投資信託	50	182,673
合計	1,054	20,802,785

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

### (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期

間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人  
トーマツにより中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		687,565		533,622

未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381
役員賞与引当金		124,590		160,710
その他		701,285		691,143
流動負債合計		16,467,499		18,606,476
固定負債				
長期未払金		32,400		21,600
退職給付引当金		1,010,401		1,145,514
役員退職慰労引当金		130,784		117,938
時効後支払損引当金		238,811		245,426
固定負債合計		1,412,398		1,530,479
負債合計		17,879,897		20,136,956
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		25,847,605		26,951,289
利益剰余金合計		33,188,194		34,291,879
株主資本合計		79,921,039		81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)		第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,967,489		67,963,712
投資顧問料		2,385,084		2,443,980
その他営業収益		16,085		21,613
営業収益合計		70,368,658		70,429,306
営業費用				
支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費				8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)		第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	2	4,169	2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835

受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入				16,395
事務過誤費		3,483		
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932
営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186

株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## 第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)

発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-

資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## (3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負 債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 3.売却したその他有価証券

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

## 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
非積立型制度の退職給付債務	508,982	161,046
未積立退職給付債務	748,929	918,342
未認識数理計算上の差異	1,257,911	1,079,388
未認識過去勤務費用	203,136	161,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	419,405	354,043
	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）及び第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）及び第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注1)	3,030,180千円	その他未払金	3,029,426千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,234,629千円	未払手数料	712,210千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	583,270千円	未払費用	302,681千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注1)	3,492,898千円	その他未払金	3,425,136千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,128,270千円	未払手数料	772,495千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	523,327千円	未払費用	290,120千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金の預入(注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

## 第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	-----------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）  
三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(令和3年9月30日現在)

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	48,742,270
有価証券	1,291,000
前払費用	682,143
未収入金	166,605
未収委託者報酬	15,228,560
未収収益	694,402
金銭の信託	5,301,000
その他	226,759

流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		
投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間  
(令和3年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927
固定負債		
長期末払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215
負債合計		18,904,143
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131

資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	23,330,110
利益剰余金合計	30,670,700
株主資本合計	77,403,544

(単位：千円)

## 第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

## 第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635

旅費交通費		12,678
租税公課		232,446
不動産賃借料		364,289
退職給付費用		195,737
固定資産減価償却費	1	969,675
諸経費		193,083
一般管理費合計		6,628,807
営業利益		7,852,893

(単位：千円)

## 第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687

会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計							3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

## [重要な会計方針]

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
  - (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
  - (6) 時効後支払損引当金  
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 収益および費用の計上基準  
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 委託者報酬  
投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
  - (2) 投資顧問料  
顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項
- (1) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
  - (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用  
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

#### [ 会計方針の変更 ]

##### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

た。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### [注記事項]

#### （中間貸借対照表関係）

##### 1 減価償却累計額

	第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

##### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

#### （中間損益計算書関係）

##### 1 減価償却実施額

	第37期中間会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

#### （中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	709,808千円
1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小計	3,493,209	3,588,600	95,390
合計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。  
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## （収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2021年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,200 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	11,036 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	12,014 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537 百万円	銀行業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,051 百万円	金融業務を営んでいます。
京都信用金庫	11,959 百万円	金融業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円 (2021年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円 (2021年12月31日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

リーディング証券株式会社	550 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円 (2021年12月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円 (2021年12月10日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀 T T 証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	10,857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岡崎信用金庫および京都信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

### (3) 再委託先

名称：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

資本金の額：469,564千米ドル(2020年12月末現在)

(注) ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの資本金の額は「パートナーによる出資金」を記載しています。

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

### 3【資本関係】

#### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

#### <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年3月9日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年8月6日から令和4年2月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和4年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也 印

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。